

山梨県公報

第二千三百八十二号

平成二十六年

一月十六日

木曜日

目次

告示

- 県営土地改良事業計画の決定……………七
- 県営土地改良事業計画の変更……………七
- 道路の区域変更(五件)……………七
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………九
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………九
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………九
- 山梨東部地域森林計画の決定……………一〇
- 富士川上流地域森林計画の変更……………一〇
- 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)……………一〇
- 公共測量の実施……………一一
- 開発行為に関する工事の完了について……………一二
- 平成二十五年三月二十一日付第二千三百八号中……………一二

告示

山梨県告示第六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(農地環境整備事業南アルプス西部地区)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十六年一月十六日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年一月十七日から同年二月十四日まで

三 縦覧場所

南アルプス市役所

四 異議申立期間

平成二十六年二月十七日から同年三月三日まで

山梨県告示第七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業茅ヶ岳北西部地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十六年一月十六日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年一月十七日から同年二月十四日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間

平成二十六年二月十七日から同年三月三日まで

山梨県告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年二月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十六日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道

二 路線名 四日市場上野原線

三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| | 新 | 旧 | | |
| 都留市朝日曾雌字日向開戸五六九番の八地 先から 都留市朝日曾雌字日向開戸五六四番の一 地 先まで | 一一・八 一五・五 | 一一・八 二四・二 | 一一・八 二二・五 | 一一・五 |

山梨県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十六年二月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一三七号
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|-------------|-------------|-----------------|---------------|
| | 新 | 旧 | | |
| 南都留郡富士河口湖町河口字産屋ヶ崎官有 無番地先から 南都留郡富士河口湖町河口字産屋ヶ崎官有 無番地先まで | 九・八 六六・三 | 九・八 四七・一 | 九・八 三三・二 | 三五〇・二 |

山梨県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年二月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 平林青柳線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|-------------|----------------------------|-----------------|---------------|
| | 新 | 旧 | | |
| 南巨摩郡富士川町大字平林字八ツ面五〇番 地先から 南巨摩郡富士川町大字平林字下河原一四六 五番の一地先まで | 七・七 四二・〇 | 六・六 二七・五 七・七 四六・三 | 六・六 六六・八 | 七九・三 |

山梨県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十六年二月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 精進湖畔線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-----|------|---|-----------------|---------------|
| | 新 | 旧 | | |
| | | | | |

| | | | | |
|--------------------------|--|---|---------------|-------|
| 南都留郡富士河口湖町精進字笈の峠官有無番地先から | | 旧 | 一一・五〇 二六・五 | 一一八・〇 |
| 南都留郡富士河口湖町精進字船附官有無番地先から | | 新 | 一四・三〇 三五・二 | 一一八・〇 |

山梨県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年二月六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年一月十六日

- 山梨県知事 横内正明
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 柳平塩山線
 - 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| | 新 | 旧 | | |
| 山梨市牧丘町窪平字西大庭官有無番地先から | 九・四〇 一九・一 | 五・二〇 一一・〇 | 一八五・八 | 一八五・八 |
| 山梨市牧丘町城古寺字鶴巻四二七番の一〇地先まで | | | | |

山梨県告示第十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備するべき道路を指定した。
平成二十六年一月十六日

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 |
|-------|-----|------------|
| | | 山梨県知事 横内正明 |

| | |
|---------|--|
| 国道 一四二号 | 甲府市朝氣二丁目九三九番三地先から 甲府市朝氣二丁目八四八番二地先まで |
|---------|--|

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年一月十六日

- 山梨県知事 横内正明
- 一 申請のあった年月日 平成二十六年一月七日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人甲じゃん会
 - 2 代表者の氏名 杉山 信明
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市国母六丁目四番四号
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、一般消費者に対して、食に関する事業を行い、地産地消の推進及び「食」を通じた地域活性化、地域経済の発展、ひとつづくり、ものづくり、まちづくり等に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十六年一月八日から同年三月七日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年一月十六日

- 山梨県知事 横内正明
- 一 申請のあった年月日 平成二十五年十二月二十六日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 People To People Interna

t i o n a l 山梨

- 2 代表者の氏名 グッチョウ 弥生
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市若松町七番六号
- 4 定款に記載された目的

この法人は、この事業に関わる者に対して、異なる国や多様な文化の人々との教育、文化、交流活動に関する事業を行い、国際理解と国際親善、国際平和に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年十二月二十七日から平成二十六年二月二十六日まで

● 山梨東部地域森林計画の決定

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により山梨東部地域森林計画をたてたので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、山梨県森林環境部森林整備課及び山梨県富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

● 富士川上流地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により富士川上流地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、山梨県森林環境部森林整備課、山梨県中北林務環境事務所及び山梨県峡東林務環境事業所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年一月十六日

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

通知の相手方

| | |
|---|-------|
| 山梨市牧丘町室伏字大洞三〇二四の一 | 雨宮三佐子 |
| 山梨市牧丘町北原字向山三五三七から三五三九まで | 加々美光俊 |
| 山梨市牧丘町北原字向山三五四〇の内 | 大宮山昇策 |
| 山梨市牧丘町北原字大沢入四〇三六の内、四〇三六の内一から四〇三六の内二七まで、字大平四〇三 | 加々美英亨 |
| 山梨市牧丘町北原字裏山二〇五六 | 竹川昭五 |
| | 藤原克巳 |

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山梨市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十五年十二月九日山梨県告示第三百九十七号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、

通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年一月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

| 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 通知の相手方 |
|----------------------------------|---|
| 山梨市三富川浦字釜沢本谷一九一三の二（次の図に示す部分に限る。） | 橋爪今朝秋、秋山美枝子、内藤正義 |
| 山梨市三富川浦字釜沢本谷一九一三の四 | 橋爪定吉、秋山美枝子、内藤正義 |
| 山梨市三富川浦字峠沢一八二三の四六 | 岡部一浩、岡部幸吉、岡部長二郎、岡部富永、尾島つぎ、齊藤駒三郎、日原甲子男、日原宗晴、廣瀬桂太郎、前島正春 |
| 山梨市三富川浦字北沢二〇五六の五（次の図に示す部分に限る。） | 岡部和臣、坂本宗高、日原慧、日原定雄、日原眞義 |
| 山梨市三富徳和字一ノセ一六三四の四 | 齋藤廣一郎、坂本石藤、坂本石丸、坂本喜谷、坂本吉弘、坂本儀登、坂本喜八、坂本敬次郎、坂本今朝雄、坂本幸延、坂本多聞、坂本津るよ、坂本輝政、坂本富夫、坂本秀幸、坂本政信、坂本義敬、清水あい、鈴木幸子、高根春雄、名取慎、名取金重、名取君作、名取重明、名取隆盛、名取忠雄、名取保源、名取朋忠、名取熙、名取源吉、野澤義信、藤井四郎、宮崎桂次、山中元親 |

山梨市三富上釜口字雛沢一〇三四（次の図に示す部分に限る。）、一〇二五、一〇三六

山梨市三富下釜口字若林五八二

山梨市三富上釜口字立久保一〇五二 広瀬良憲

山梨市三富上釜口字立久保一〇五四 山中友行

山梨市三富上釜口字立久保一〇四七、一〇四九、一〇五五、一〇八八の一、一〇八八の二 日原仁作

山梨市三富上釜口字立久保一〇四六 廣瀬勝美

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めがない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年十二月九日山梨県告示第三百九十八号

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年十二月二十七日付けで富士河口湖町小立土地地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年一月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量(区画整理 出来形確認測量)
- 二 作業期間 平成二十六年一月六日から平成二十七年三月三十一日まで
- 三 作業地域 南都留郡富士河口湖町小立

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年一月十六日

山梨県知事 横内 正 明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

昭和町西条字金山二五八一の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条四千九十三番地 角野 守江

正 誤

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|---------|------------|--------------|
| 二〇九 | 上 | 終わりから十三 | 平成二十五年 月 日 | 平成二十五年三月二十一日 |

○ 平成二十五年三月二十一日付山梨県告示第百二号(廃川敷地等)